

第36回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和8年6月9日（火）午後1時30分 開会								
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室								
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者								
		1番	米廣 勝	出	2番	野見幸雄	出	3番	松原利志	出
		4番	米原章太郎	出	5番	山本雅之	出	6番	本田 博	欠
		7番	村岡幸枝	出					出席 6人	
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者								
		吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出			
	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人					
4	欠席委員	6番 本田博 委員								
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉								
6	議事録署名委員	3番 松原利志 委員 4番 米原章太郎 委員								
7	議事内容等	(1) 議案第110号 農地法第3条の規定による許可申請書について（牧） (2) 議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請書について（大柿） (3) 議案第112号 地域計画の変更について (4) 議案第113号 農用地利用集積等促進計画案について (5) 議案第114号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施の状況の公表（案）について								
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について								
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和8年7月総会 7月10日（金）午後3時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他 農業まつりについて（相談対応者の決定）								
11	閉会	午後3時								

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただいまから、第 36 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。 この前の台風の時に全国会長大会で東京に行ってきました。飛行機が飛ぶかどうか心配しましたがなんとか帰ってこれました。 そのときに国会議員に陳情に出向きまして懇談をしてきました。そのなかでは、現在の農業委員と推進委員の体制についてなんですが、全国的にも多くの農業委員会がうちと同様に、委員がほとんど同じ役割を担っている状況で、議決権などの権限が違うのはおかしくないかということで意見が出ています。農業委員会の制度の見直しについて検討されているとのことでした。 もう一つ中山間地直接支払制度の単価が当初から変わっていないということ。このことについて放ってはおけない、考えていかなければならないという話をされておられました。 どうなるかはまだこれからだとは思いますが、またいろいろなところで状況を確認していきたいと思います。 それではよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、6 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのございますので、3 番 松原利志 委員、4 番 米原章太郎 委員を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 110 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (牧)	
議長	「議案第 110 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (牧)」についてを議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。

事務局	それでは説明させていただきます。 1 ページの議案書を開いていただきたいと思います。 「議案第 1 1 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（牧）」について説明させていただきます。 【議案書の朗読】 案件は、牧地内の畑でございます。 申請農地については、譲渡人は、県外に居住していることから所有する農地の処分を検討していたところ、現在当該農地を利用している譲渡人との協議がまとまり、売買により権利移転することとなったものでございます。 以上、「議案第 1 1 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（牧）」の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
議長	【全体を見まわして、意見がないことを確認】 ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、「議案第 1 1 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（牧）」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、「議案第 1 1 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（牧）」は承認されました。
(2) 議案第 1 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（大柿）	
議長	「議案第 1 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（大柿）」についてを議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 1 3 ページの議案書を開いていただきたいと思います。 「議案第 1 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（大柿）」について説明させていただきます。 【議案書の朗読】 案件は、大柿地内の農地でございます。 申請農地については、譲渡人は、県外に居住していることから所有する農地の

	管理が困難な状況にあり、姉であり、現在農地の管理を行っている譲受人との協議がまとまり、贈与により権利移転することとなったものでございます。 以上、「議案第 1 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について(大柿)」の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	事事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
秋山推進委員	譲受人は県外に住んでおられるが、田などもあるが耕作はちゃんとできるのか？
事務局	現状では、申請農地のうち田については、利用権設定をして大柿地内の耕作者により耕作されている状況です。仮に本人で耕作するとなったとしても譲受人の営農状況、能力については申請書類や耕作証明書で確認しています。
議長	【全体を見まわして、意見がないことを確認】 ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、「議案第 1 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について(大柿)」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、「議案第 1 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (大柿)」は承認されました。
(3) 議案第 1 1 2 号 地域計画の変更について	
議長	「議案第 1 1 2 号 地域計画の変更について」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは「議案第 1 1 2 号 地域計画の変更について」を説明させていただきます。 議案書の 3 5 ページを開いていただきたいと思います。 【議案書の朗読】 農業経営基盤強化法第 1 9 条の規定による地域計画について、同法第 1 9 条第 6 項の規定により、地域計画の内容の変更について農業委員会に協議がありましたのでご意見をいただきたいと思います。 計画変更の協議があったのは、小鹿地区、高勢地区、竹田地区の地域計画です。第 6 期の中山間地直接支払制度の実施にあたり各集落協定で協議が行われ、その結果をふまえて対象農地を追加するものと、一部に集落の消防施設が設置されている農地について対象農地から除外するものです。 中山間地域直接支払の対象農地は、地域計画区域内かつ農用地区域内の農地であることが要件となっておりますのでお諮りするものです。 変更内容についてまとめると、1 つ目は小鹿地区で対象農地 1 筆の除外を、高

	勢地区、竹田地区でそれぞれ対象農地１筆の追加を行っています。 ２つ目に、それぞれの地区で担い手の耕作農地の変更がありましたので、耕作面積の変更と、その状況を図面に反映させています。 以上、議案第１１２号 地域計画の変更についての説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第１１２号 地域計画の変更について、ご意見、ご質問はありませんか。
議長	なにか質問はありませんか。ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、「議案第１１２号 地域計画の変更について」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、「議案第１１２号 地域計画の変更について」は承認されました。
(4)議案第１１３号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第１１３号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第１１３号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の５５ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第１９条第３項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第１８条第５項の各要件である、 １ 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 ２ 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

	3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 1 1 3 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 1 1 3 号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 1 1 3 号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
(5) 議案第 1 1 4 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について	
議長	「議案第 1 1 4 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 議案書の 5 8 ページを開いていただきたいと思います。 本議案は、「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）第 3 の規定」に基づき、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）を調整しましたので、本委員会に付議させていただくものでございます。 【公表（案）を説明】 なお、本委員会で決議の後には、町 H P で公開することになっております。 説明は以上でございます。

議長	事務局の説明は終わりました。 これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
議長	なかなかご意見などがないと思います。評価の中の集積率などは中山間地の農地が多い三朝町ではなかなか上がらないので難しいところかなとは思っています。
議長	その他、何かご質問、ご意見はありませんか。 【「なし」の声、多数あり】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 1 1 4 号について承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 1 1 4 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）については、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、 引き続き、第 6 の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	議案書 6 6 ページから報告が 2 件です。 報告（１）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につきましては、1 件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告（２）の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につきましては、鳥取県が発注する工事にかかる農地の一時転用について報告を受けたものでございます。完了したものが 3 件、新規にこれから行うものが 1 件です。現場は完了が大字牧、大字柿谷、大字下谷地内。新規は大字大谷地内です。 報告事項は以上でございます。 よろしく願いいたします。
議長	続いて、第 7 のその他に入ります。 (1) 令和 8 年 7 月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 7 月 1 0 日（金）午後 3 時からの開会を予定します。 会場は、第 2 会議室です (2) その他 ・農業まつりについて

	農業振興班、農地利用推進班から1名ずつで対応する。(松原、楠本)
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午後3時】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月9日

議 長

(記名)

議事録署名委員

3 番 農業委員

(記名)

4 番 農業委員

(記名)